

児童クラブ

平成30年度放課後児童クラブ登録児童募集

放課後の生活支援や学校長期休業中の余暇支援を集団で行う児童保育(児童クラブ)の平成30年度の登録児童を募集します。

▼対象児童

①町内小学校に在籍する1年生から6年生の児童

②留守家庭の児童

▼開設場所・定員

左表のとおり

児童クラブ名	開設場所	定員
猪苗代第1・第2児童クラブ	猪苗代小学校敷地内	80人程度
翁島児童クラブ	翁島地区コミュニティセンター	40人程度
千里児童クラブ	千里地区コミュニティセンター	40人程度
緑児童クラブ	月輪地区コミュニティセンター	40人程度
長瀬児童クラブ	旧長瀬連絡所	40人程度
吾妻児童クラブ	吾妻小学校内いこいのスペース	40人程度

▼開設時間

①月曜から金曜の平日
放課後～午後6時

②土曜日、学校長期休業中、学校振替休日(運動会などによる振替休日)
午前8時～午後6時

▼支援内容

生活や余暇の支援

▼経費

①負担金 月額2千円
(減免規定があります)

②その他

- ・教材費 月額1千円
- ・傷害保険料 年額1千円程度
- ・おやつ代 実費分

▼受付期間

1月4日(木)～1月31日(水)

▼申し込み方法

保護者の希望による登録制です。利用申請書により、各児童クラブまたは保健福祉課へ申し込んでください。

負担金は、利用申請者の指定する口座からの引き落としとなります。初めて登録する人は、取引金融機関(銀行、JA、郵便局)に口座振替依頼書を提出し、引き落としの手続きをしてください。

利用申請書および口座振替依頼書は、各児童クラブ、保健福祉課、中の沢保育所、各こども園に備え付けてあります。

▼問い合わせ先

募集

平成30年度放課後児童クラブ支援員募集

放課後の生活支援や学校長期休業中の余暇支援を集団で行う児童保育(児童クラブ)の平成30年度の支援員を募集します。

▼募集人員

- ・支援員 24人(予定)
- ・補助支援員 若干名(補助支援員は、支援員が休暇を取る場合の代替として勤務します)

※どちらも町嘱託職員となります。

▼資格要件

- ・心身ともに健康で、平成30年4月1日現在で65歳以下の次のいずれかに該当する成人
- ①児童健全育成に熱意のある人
- ②保育士、社会福祉士または幼稚園・小学校・中学校・高校教諭の資格を有する人
- ③高校卒業後2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業または児童福祉事業に従事した人 ほか

※資格要件の詳細などについては、保健福祉課にお問い合わせください。

保健福祉課 社会福祉係
☎(62)2115

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

定例相談会は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

▼開催日時

1月17日(水)、2月21日(水)
午後1時から午後3時まで

▼場所 町役場3階 日本間

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62)2111

人権擁護・行政相談委員合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権問題や法律について、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時 2月2日(金)
午前10時から午後3時

▼場所 町役場3階 第4委員

水道

冬期間の水道料金は推定料金を徴収します

冬期間は積雪により水道メーターの検針が困難であるため、一部を除き認定(推定)料金での徴収になります。(下水道使用料も同様)

期間は1月から4月分までの4カ月間です。この期間は10月から12月分の使用水量(または前年度実績)の平均を認定(推定)料金として徴収します。

実際に使用された分との差額は、4月下旬からの水道メーターの検針結果に基づき、5月以降の料金で精算します。

冬期間に凍結などによる漏水があった場合、5月精算料金が過大になりますので、給水装置の管理には十分注意してください。

▼問い合わせ先

上下水道課 水道管理係
☎(62)5622

ここから下は広告欄です。お問い合わせは直接広告主をお願いします

有料広告募集中

町は、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひ活用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

☎総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

猪苗代町民の方限定プラン!!

大皿コース+飲み放題

通常価格 6,156円(税込)が **なんと5,200円** (税込)

入湯税150円別途

日帰り宴会 夕帰りパーティー 祝賀会 ご近所なかよし会

この他にもお料理プランもございます。詳しくはお問い合わせください。

猪苗代志田浜温泉 湖畔の宿 **レイクサイド磐光** TEL.66-2711

耶麻郡猪苗代町大字壺揚字浜130-3

ここから下は広告欄です。お問い合わせは直接広告主をお願いします

～社会福祉協議会 嘱託職員募集～

【お問い合わせ先】猪苗代町社会福祉協議会 ☎(62)5168

- 募集職種：社会福祉協議会事務局嘱託職員
- 募集人員：1名
- 資格要件：
 - ・猪苗代町在住の方
 - ・ワード、エクセルが使用できる方
 - ・社会福祉主事任用資格等があればなお可
- 勤務条件：臨時職員の雇用に関する規則による
- 採用予定：平成30年2月1日より
- 雇用期間：平成29年度は3月31日まで(延長の可能性あり)
- 応募方法：履歴書持参のこと
- 応募期限：1月22日(月)午後5時まで
- 面接試験：1月26日(金)午前10時予定
- 受付先：社会福祉協議会 事務局

税金

申告相談は指定された日時にお越しください

平成29年分所得税の申告書作成から「利用者識別番号」を取得する必要があるので、1人当たりの申告相談に例年以上の時間がかかります。

混雑を避けるために、広報1月号と一緒に配布する「申告相談会日程と対象地区割り」を確認してから、必ず指定された日時にお越しください。

▼申告日程

2月16日(金)～3月15日(木)

▼問い合わせ先

総務課 賦課係

☎(62) 21113

償却資産の申告時期です お持ちの人はお忘れなく

平成30年1月1日現在で、あなたが事業のために所有している構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具・農機具(自動車税や軽自動車税が課税されている車両を除く)、工具、器具備品などは、償却資産として固定資産税の課税対象になります。昨年、申告していただいた人

や所有が確認されている人には、先日申告書を送付しましたので、申告期限までに申告してくださいようお願いいたします。

▼太陽光発電設備について

○土地や建物の屋根に太陽光発電設備(ソーラーパネル)などを設置した人も償却資産に該当しますので申告が必要です。 ※ただし、個人の住宅用として設置した発電出力10kW未満の太陽光発電設備、家屋の屋根材として一体化している建材型ソーラーパネル(ソーラー葺き)と言われるものは申告の対象外です。

固定資産税の償却資産分については、課税標準額150万円未満は免税点となり、税金は発生しません。申告をしたからといって、必ずしも税金がかかるわけではありませんが、申告をしていただく必要があります。自分の所有するものが償却資産に該当するのかわからない、自分も申告が必要かもしれないという人は、お気軽に税務課までお問い合わせください。

▼申告書提出期限

1月31日(火)

▼問い合わせ先

総務課 賦課係

☎(62) 21113

出前講座

「町政出前講座」を実施しています

町では、町民の皆さんを対象に「町政出前講座」を行政区ごとに行っています。

▼平成29年度講座メニュー

- ① 火山防災について
- ② 猪苗代湖の水環境保全について
- ③ 再生可能エネルギーについて
- ④ 家庭ごみの正しい分別について
- ⑤ 平成30年以降の水田のあり方について
- ⑥ 有害鳥獣について
- ⑦ 磐梯山ジオパークについて
- ⑧ 磐梯山火山防災マップについて

▼申込方法

総務課備え付けの「町政出前講座申込書」にご記入の上、総務課にご提出ください。なお、申請者は行政区長となります。

▼開催日時

町の休日を除く午後6時30分～午後9時の間で、1時間30分程度

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62) 21111

工事

猪苗代駅前広場の工事について

現在、町では猪苗代駅前の再整備工事を実施しています。工期は平成30年3月30日までですが、降雪期間中は、工事を一時中断します。

なお、駅前広場内の交通機関車両の配置が変更となりますので、下記の完成予定平面図をご参照ください。

▼工事の内容

駐車場・車道部の散水消雪設備工事および歩道部の無散水融雪設備工事など

▼今後の工事予定

駅前広場北側町道部の散水消雪設備の整備など(3月から)

▼一般車駐車場について

一般車駐車場は、駅での乗車券購入や観光案内所、駅周辺店舗利用者が利用する駐車場です。長時間駐車される人(電車による通勤など)は、駅周辺の民間駐車場をご利用ください。

▼施工業者

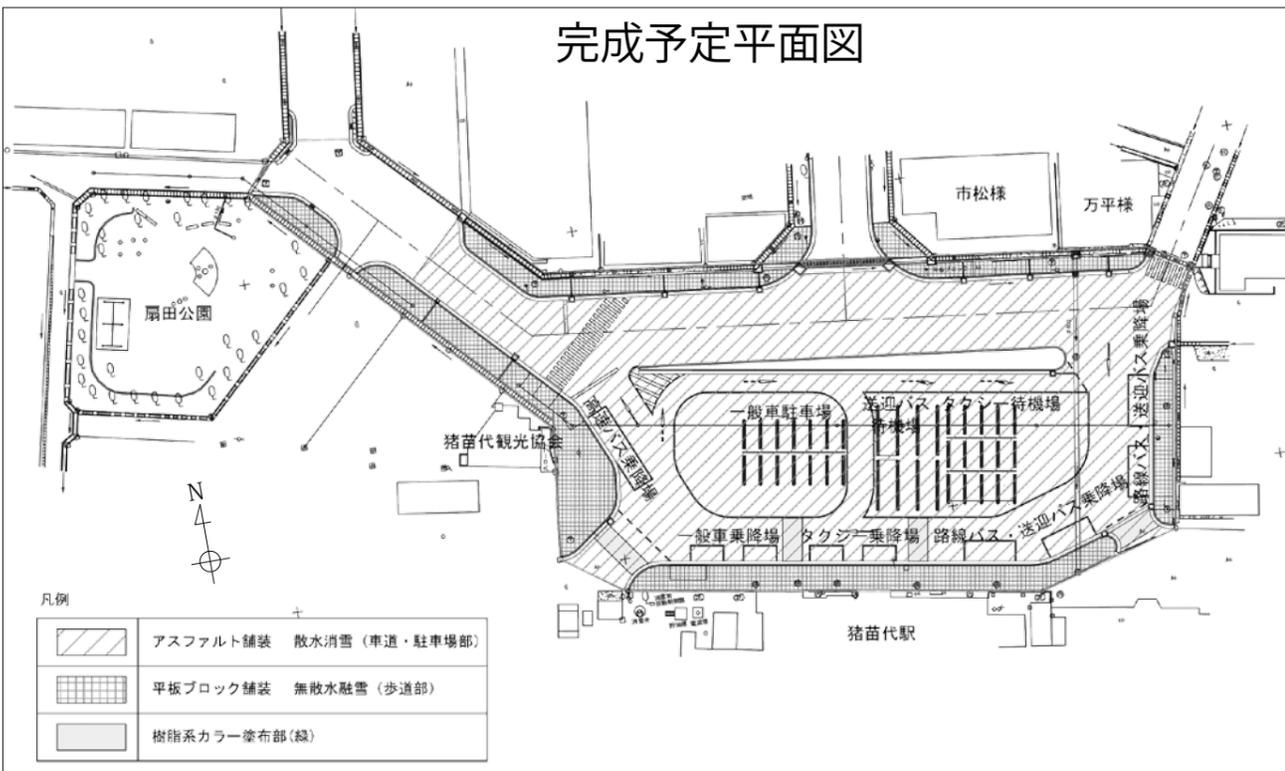
金子工業(株)

▼問い合わせ先

建設課 都市整備係

☎(62) 21118

完成予定平面図



案内

新年あいさつ交歓会を開催いたします

年頭にあたり、さらなる町勢伸展を誓うため「新年あいさつ交歓会」を開催いたします。

町外にお住まいの親戚や友人にご紹介ください ～野口英世博士のふるさと猪苗代応援寄付金のご案内～

町では、ふるさと納税として「野口英世博士のふるさと猪苗代応援寄付金」を受け付けています。ふるさと納税をしていただいた町外にお住まいの人に対して、寄付金額に応じてお礼として町の特産品や宿泊施設の宿泊券を贈呈しています。ぜひ町外の親戚や友人へのご紹介をお願いします。

「LINE」でふるさと納税を紹介

ふるさと納税をもっと身近に感じていただくため、パソコンやスマートフォンで友達とメッセージ交換ができるサービス「LINE」の機能を活用して、ふるさと納税の制度や猪苗代町のお礼品を紹介しています。



いなな

LINEから下のQRコードを読み込んでみてね!



【「いなな」と友だちになる方法】

- ① スマートフォンでLINEアプリを起動する。
- ② 画面右上の「友だち追加」ボタンを押す。
- ③ メニューのQRコードを選択するとカメラが起動するので、QRコードを読み込む。

企画財務課 財務係
☎(62) 2112

どなたでも予約なしでご参加いただけます。

▼日時

1月4日(木) 午前11時～

▼開催場所

町役場3階 正庁

▼会費

500円

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62) 21111